

国立大学法人東京海洋大学の理事及び副学長等の職務分担について

平成27年4月1日
学長 裁定
改正 平成29年2月16日
改正 平成31年3月14日
改正 令和2年3月12日
改正 令和3年4月1日

国立大学法人東京海洋大学管理規則第9条の規定に基づき、各理事における法人及び大学における職務分担並びに副学長等の職務分担については、以下のとおりとする。

(理事及び副学長の職務担当)

第1 理事の職務担当は、次のとおりとする。

- (1) 教育・国際担当
- (2) 学生支援・広報担当
- (3) 総務・財務担当
- (4) 経営環境担当
- (5) ダイバーシティ・男女共同参画担当

2 副学長の職務担当は、次のとおりとする。

- (1) 研究・情報化担当
- (2) 産学連携・イノベーション創出担当

(理事及び副学長の所掌職務)

第2 各理事及び副学長等の職務の所掌は、次のとおりとし、学長の指示により重要事項について、企画立案、連絡調整及び実施する。

理 事	職 務 内 容
舞 田 理 事 (兼副学長) 教育・国際担当	1 教育に関すること。 2 入試に関すること。 3 国際化に関すること。
庄 司 理 事 (兼副学長) 学生支援・広報担当 内部統制担当役員 情報化統括責任者 (CIO)	1 学生支援に関すること。 2 広報(入試広報を含む。)に関すること。 3 寄附に関すること。
堀 内 理 事 (兼副学長) 総務・財務担当 事務局長 情報セキュリティ総括 責任者(CISO)	1 人事及び労働環境に関すること。 2 財務及び施設計画に関すること。 3 情報公開・セキュリティに関すること。 4 自己点検・評価及び外部評価に関すること。
工 藤 理 事 経営環境担当	1 経営環境に関すること。
渡 辺 理 事 ダイバーシティ・男女 共同参画担当	1 ダイバーシティ及び男女共同参画に関すること。

副 学 長	職 務 内 容
岡 安 副学長 研究・情報化担当	1 研究に関すること。 2 情報化に関すること。 3 教員評価に関すること。

妻 副学長 産学連携・イノベーション創出担当	1 産学及び地域連携等（知的財産を含む）に関すること。 2 イノベーション創出に関すること。 3 就職支援に関すること。
---------------------------	--

（雑則）

第3 この裁定に定めるもののほか、理事及び副学長等の職務分担及び権限に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この裁定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この裁定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この裁定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この裁定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この裁定は、令和3年4月1日から施行する。